

正副会長の活動状況

会務報告～ Report on the Committees ～

日本弁理士会副会長 正林 真之

ハードウェアの性能が同じなのであれば、それらを差別化するのはソフトである。例えば、日本航空も全日空も、ともに同じ性能の機体を使っているのに、差別化というのは顧客対応であったり、マイレージサービスであったりという、関連事業によって行われている。

弁理士も、専権業務における実務能力に差がないということになれば、関連業務で差別化をはかる必要がある。すなわち、弁理士の場合には、関連サービスによる差別化が、業務の差別化のキーとなるとも言えるのである。そしてその一方で、それを推し進めることは、弁理士の行える業務の多様化を生み出し、それを通じて社会に貢献できるようになる。

ただ、こういったことは、弁理士の人数が少なかった時代には考える必要のなかった領域なのであるが、これだけ多くの会員（今の時点で9000人を少し超えるくらい）が在籍している現状では、関連サービスの開拓を考えざるを得ない。私は主に、この領域の担当をしているので、下記にその現状を説明する。

[知的財産価値評価推進センター]

知的財産価値評価は、倒産案件の際の資産処理、新規上場やM&Aの際に問題となる。これらは、企業の知財予算とは無関係に行われるものなので、弁理士業務の多様化というだけでなく、弁理士業界全体の収入源を多くすることにも繋がる。不況にも強い。

ところで、同センターは知財価値評価そのものを行う機関ではなく、知財価値評価人を育成する機関である。そしてまた、知財価値評価はカネにならない、ビジネスとして成立しないと言われてきていたが、そうでもない。現在は裁判所からの依頼案件がほぼ全体を占めているが、価値評価の手数料の平均額は百万円弱と、悪くない（この点、一般顧客を相手にしているHP掲載のアンケート結果とは、大きな開きがある）。

今のところ、登録されている価値評価人候補者は約

200人強と、決して多いとはいえない数字である。この価値評価人登録候補者の人数増はもちろんのことであるが、他士業のように数千万円の手数料となるような仕事に育てて行きたいものである。

[ADR 推進機構]

ADR 推進機構の主な役割は二つある。一つは、日本弁理士会と日本弁護士連合会が共催している日本知的財産仲裁センターをサポートすることであり、もう一つは、ADR というもののあり方について調査検討をすることである。

昨年までは、前者の機能が軽くなっていく傾向にあったが、今年はその傾向に歯止めをかけるべく、委員会の開催日時その他の調整を行った。これにより、日本知的財産仲裁センターのサポート機能が強化され、弁理士がADRに携われる機会も増えていくことが期待される。私としても、新規領域の開拓の一端として、積極的にこれを推し進めていこうと思っている。

[技術標準委員会]

東日本大震災に起因した電力不足が懸念される中、東日本が50Hzで中部・西日本が60Hzという電力供給の標準が異なることが問題となって、国内における電力の融通が円滑に進まない。

ここに例えば70Hzで使える技術を持ってきたところで何にもならないことから明らかなように、技術標準というのは、発明の実施化に大きな影響を及ぼす。技術標準と特許制度の関係や、企業戦略における特許戦略と標準化戦略の関係などの調査研究を進めているのが、この委員会である。

今後も、企業戦略の企画・立案等に弁理士が関わっていけるように、この領域の研究も進めていきたいと思っている。

[弁理士業務標準化委員会]

「関連サービスによる差別化が、業務の差別化のキーとなる」とは言っても、そもそも専権業務におけるサービスレベルが均一でなければ、全く意味の無い空論となってしまいます。その最低限のレベルを引き上げ、専権業務におけるサービスレベルの均一を図ろうというのがこの業務標準化委員会である。

毎年、新しい情報をその都度に入れながら、一般業務や独立開業に役立つ「弁理士業務標準」という冊子を改訂する作業を中心に、弁理士のあるべき姿を検討している。本年度は、弁理士サービス価格検討委員会を取り込み、あるべき弁理士報酬についても調査研究を進めている。

今年は特に、特許事務所の経営の安定化をも視野に入れた研究を進めるようにしている。

[情報企画委員会]

弁理士会に存在するシステムの利便性の向上についての調査、そして、調査の結果必要と認められた改修を実行するのがこの情報企画委員会である。その際には、それを行うことが個人情報保護法等の法律に抵触しないか等の問題についても検討を行っている。

現在、大規模なシステム改修と、弁理士会の各委員会における討議の際のペーパーレス化について調査研究をしているところであり、近年の中では、最も活動が盛んな時期となっている。

今回は、弁理士会の根幹にかかるシステムの改修でもあり、また、大きな予算がかかることもあるため、業者選定等についても、かなり慎重な審議を行うようにしている。

[著作権委員会]

弁理士が著作権について研究しなければならない理由は、大きく二つあると考えてよいだろう。一つは、弁理士の領域を広げ、著作権問題で難民と化している方々を救済するためである。特に、ソフトウェアが絡むものについては他士業は全てお手上げ状態であり、少なくともここは弁理士会が何とかするしかないであろう。

もう一つは、今後保護対象となる動く商標の保護のように、権利保護をするためには著作権の問題が避けて通れないような事案に適切に対処できる能力を身に着けるためである。そのために、判例の分析や、契約書雛形等のビジネスツールの検討を、引き続き行っている。

[著作権ビジネス研究会]

著作権委員会の他にこの著作権ビジネス研究会が存在するのは、著作権の問題を単に法律上の問題に終わらせること無く、我々のビジネスに結びつけるためである。

より安いところへの移転や、月々の会費未納者の増加、事務所合併の増加など、弁理士を取り巻く状況は、極めて厳しいと言わざるを得ない。

「弁理士業はビジネスではない」、「弁理士とビジネスは無縁」という声も聞かれるが、「衣食足りて礼節を知る」である。今後のこの委員会の活動状況は、新たなビジネス分野を発掘する際の範となるであろう。

[営業秘密コンサルティングビジネス対応ワーキンググループ]

我々の仕事の根源には、技術が絡む有益情報について、法律という枠の中で適切な保護を考えられるというところに、その真髓がある。

ところが今までは、有益な技術情報を発掘したところで、解決手段としては特許出願等の権利化しか提案できていなかった。これでは決して十分ではない。特に今後の世の中の情勢、特に国際情勢を考えた場合にはそうである。

ある有益な技術情報が発掘されたとして、そうした場合にはそれを秘匿化して保護していくことも、権利化と同じ程度にできなければならない。そうしたスキルを弁理士に付けさせるために、この営業秘密コンサルティングビジネス対応ワーキンググループが存在する。これは、弁理士の今後を考えた場合には、極めて重要な事項であると考えて取り組んでいる。

「財を残すは下、仕事（組織）を残すは中、人を残すは上」と言ったのは、確か後藤新平でなかったかと思うが、言い得て妙である。また、私の尊敬するハロルド・ジェニーン氏は「数字が強いる苦行は、自由への過程である」と言っている。

現在の会長はこれを実践し、いきなりの会費値下げにより会計（すなわち数字）上の苦行を強いることとし、その苦行の下で必死に考えることを通じて、財だけ残る状態となっている日本弁理士会を、後世にまで残る組織となるようにするように改革を図ろうとしている。であればこそ、その下で役割を全うし、各委員会を通じて人材の育成も図っていくことが、かの後藤新平翁の言われる「上」へ続く道であるし、ハロルド・ジェニーン氏の言われる「自由への過程である」と、そう思って活動をしている。